放課後児童クラブ指定管理者制度への移行に向けて

資料４－１

2024年４月から本市の放課後児童クラブが指定管理者制度に移行できるよう、2023年１月27日に事業者選定審議会を設置するとともに、令和５年３月議会において「郡山市放課後児童クラブ条例」の一部改正を行った。

1　事業者選定審議会の設置

（１）設置の目的

　サービスの向上や効率的な事業運営を定めた仕様書や選定基準等の内容について諮問し、競争性、公平性および透明性を確保して指定管理の候補者を選定する。

（２）審議会委員（６名）

役職	氏名	所属／（期待する役割）
会長	山田　和江	福島県学童クラブ連絡協議会　会長 （児童クラブの運営全般に関する助言）
副会長	山上　裕子	郡山女子大学短期大学部　教授 （児童の健全育成に関する助言）
委員	濱津　真紀子	福島県弁護士会郡山支部　弁護士 （児童の人権擁護に関する助言）
委員	角田　美恵子	福島県社会保険労務士会郡山支部　社会保険労務士 （労働条件等に関する助言）
委員	堀江　陸三	東北税理士会郡山支部副支部長　税理士 （収支計画の妥当性・効率性・有効性に関する助言）
委員	相楽　靖久	郡山市　こども部長 （施設設置者・市の施策上の視点）

（３）スケジュール（全４回開催）

	2022年度			2023年度							2024年度
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10～3月	4～3月
選定審議会	●委員の委嘱 ●第１回審議会 募集要項・業務仕様書の諮問		●第２回審議会 募集要項・業務仕様書の決定	事業者公募期間 →			●第３回審議会 提案内容の概要説明 ●第４回審議会 指定管理候補者の決定		指定管理者指定議決 →	保護者周知 →	指定管理者制度開始

2　放課後児童クラブ条例の一部改正

（１）改正の目的

　指定管理者制度の導入に合わせ、開所時間を延長するとともに、延長使用料および減免・軽減の規定を定める。

※減免・軽減については、月額使用料と同様の考え方

（２）改正内容

		変更前 （2023年度まで）	変更後 （2024年度以降）
開所時間	平日	18：30まで	19：30まで（※） 【利用延長制】
	土曜日		18：30まで
延長使用料	一般	なし	200円／１日
	就学援助・ひとり親 多子（2人目以降）		100円／１日
	生活保護		無料

※事前申請が必要

（３）施行年月日

2024年４月１日

◆利用料金制の導入

　指定管理者の経営努力を発揮しやすくなるよう、月額使用料・延長使用料を指定管理者の収入とする。

　～利用料金制とは～

　　条例で定めた月額使用料・延長使用料の範囲内において利用料金を定め、指定管理者の収入とすることができる。